

第18期 草ヶ江校区まちづくり協議会総会を開催



平成23年7月22日、公民館にて、第18期（平成23年度）の総会が開催されました。

平成22年度の事業報告・決算報告及び監査報告が行われ承認され、引き続き、平成23年度事業計画、並びに予算案が出され可決されました。

本年度は、跡地まちづくりに対する地域意見の集約化、ワークショップによる地域意見を取り入れた跡地内公園づくりの取組み、跡地まちづくりについての関係機関との協議を進めていきます。

跡地正面の六本松二丁目3区についても、地権者意向等を踏まえ、風俗営業店舗の立地禁止など地区計画の導入に取り組みます。

さらに、跡地整備に併せた六本松交差点などの周辺道路整備や、少年科学文化会館、九大ロースクールの誘致などを引き続き要望してまいります。



●総会風景

【早麻会長挨拶より】

平成22年度は、跡地の解体工事に先立ち、跡地の樹木の取り扱いを検討するワークショップ・説明会を実施しました。また、伐採がやむを得ない桜の接ぎ木による世代継承などの要請、取組みも行いました。

跡地の整備を草ヶ江校区全体のまちづくりに波及させていく必要があります。最初の取り掛かりとして、跡地正面の北側三角地（六本松二丁目3区）のまちづくりのルールづくりに取り組みました。これは、国土交通省の所管する『まちづくり計画策定担い手支援事業』の採択を受けています。地権者集会を開催し、その後アンケート調査を実施して、まちづくりのルールづくりを取り組んでいます。ルールの内容は、風俗営業の禁止であり、回答者のほとんど全員から賛同を得ています。

平成23年度は、跡地のまちづくりの具体的な絵

姿を検討する「跡地まちづくりガイドライン委員会」がUR主催で開催され、藤本自治協議会会長、小松副会長が出席され、地域活動のPRやアンケートなどさまざまな活動を通じた地域の要望、地域の跡地へ継続的なかわりの必要性などをアピールしました。

跡地においては、「跡地まちづくりガイドライン」に沿って、具体的な道路、公園などの基盤施設的设计が進められます。跡地の緑の取扱いの検討、跡地内の公園について、ワークショップなどによる地域意見を取り入れた計画づくりが行われる予定です。

六本松二丁目3区については、跡地と連携を図りながら、風俗営業施設の立地規制のルールづくりを進めていくものとします。

草ヶ江校区全体のまちづくりに関して、次世代を担う人たちが等の意見を取り入れながら検討を進め、少年科学文化会館、九州大学ロースクールについてもち協として引き続き誘致を要望してまいります。

六本松
まちづくり
草ヶ江
第16号

発行
草ヶ江校区
まちづくり協議会
事務局
福岡市中央区六本松1-11-1
草ヶ江公民館内
☎741-7998



第18期(平成23年度)活動方針

①跡地ガイドライン委員会への出席及び跡地のまちづくりに対する地域意見等の集約化

・跡地まちづくりガイドラインを踏まえ、地域へのPR活動を行うとともに、地域にとって愛着のある施設となるよう、引き続き関係者との意見交換、地域の要望の伝達等を行ってまいります。

②六本松二丁目3区の風営法関係施設の立地規制へ向けたまちづくりルールの取組み

・跡地開発を活かした周辺まちづくりとして、まちづくりルール策定へ向けた取組みを行います。具体的なまちづくりルールの策定、アンケート調査の収集など、福岡市と共働で進めます。

③九大跡地のまちづくりを踏まえた草ヶ江校区のまちづくりの実現化の検討

・跡地開発の波及効果を活用した草ヶ江校区のまちづくりを効果的に進めていくため、若い世代や地権者等の意見も取り入れながら、具体的な検討を進めます。

④九大跡地への文化・教育的機能の導入要望や草ヶ江小学校の建替え推進

・九大跡地への福岡市立少年科学文化会館や、九州大学ロースクールの誘致要望を引き続き行います。また、老朽化や狭隘化、防災拠点としての不完全性が見られる草ヶ江小学校について、建替えを推進する組織の立ち上げ、検討を進めます。

⑤六本松交差点を始めとする道路混雑の改善の継続的な取組み

・昨年度は国道202号の九大跡地前の区間で自転車通行帯の設置がなされました。今年度も昨年に引き続き、六本松交差点周辺を始め、九大跡地計画と連動した周辺道路網の改善等について、関係機関に要請してまいります。

⑥花を育てる会の支援

・フラワーポットの管理を行っている「花を育てる会」の支援を行います。

跡地まちづくりガイドラインの地域説明会をURが開催

平成23年9月12日、URで作成した「跡地まちづくりガイドライン」について、草ヶ江校区及び梅光園一丁目、梅光園団地の居住者を対象にした説明会（UR主催）が開催されました。当日は約100名の方が参加され、説明後の質疑応答も活発に行われました。また、9月14日には、まち協の役員・運営委員会においてもガイドラインの説明がありました。

なお、草ヶ江校区及び梅光園一丁目、梅光園団地の説明会は10月3日にも開催されました。（ガイドラインの内容は、まちづくりニュースNo.9、No.10に掲載しています。）

◇まち協ブログ

→<http://d.hatena.ne.jp/kusagae/>

◇URのホームページ

→<http://www.ur-net.go.jp/kyusyu/ropponmatsu/>

からもアクセスできます。



●URによる地域へのガイドライン説明会風景(9月12日)

キトリセン

■今回の記事につき、ご意見、ご感想などありましたら、草ヶ江公民館のまち協ボックスにお寄せください。

(氏名) _____

(ご意見) _____

(住所) _____

(電話) _____

六本松二丁目3区のアンケート調査結果が概ねまとまりました。

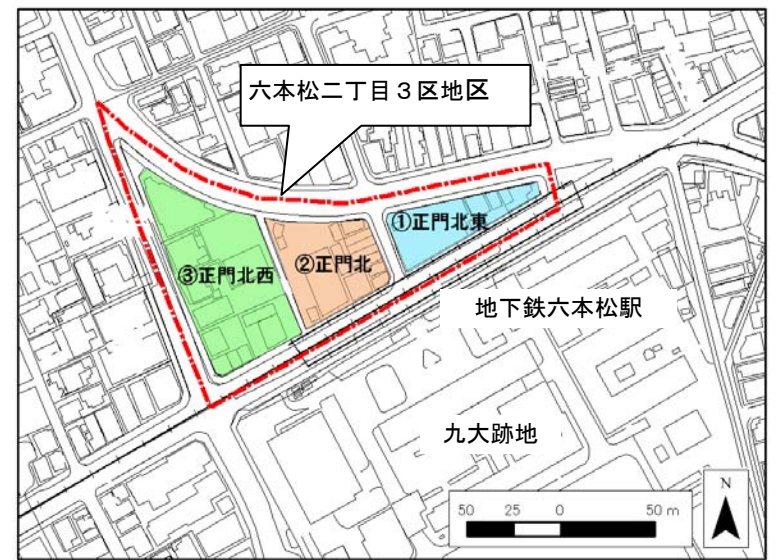
六本松二丁目3区地区（右図に同地区の範囲を示しています。）は、地下鉄駅の出入口やバス停が位置する等、跡地に隣接する地区の中でも特にまちづくりの期待が高い地区ですが、当地区の用途地域は商業地域であり、風俗関係施設の立地も可能です。

そこで、まち協では、当地区において、安全安心で、文化的、教育的な地域拠点としてふさわしい環境の形成を図るために、「地区計画」（＝まちづくりのルール）という制度を活用し、風俗営業関係店舗の立地を規制すること等に取り組んでいきたいと考え、昨年末に地権者説明会（市内居住者対象）を開催し、その後アンケート調査を実施しました。地区外に居住されている地権者も多く見られたため、住所の特定に時間を要し、アンケート調査の回収が遅れておりましたが、1棟の投資用マンションの地権者の一部を除くその他の地権者全員からの回答を得ましたので、結果を報告いたします。

地権者へのアンケート調査結果を見ると、無回答の方がおられますが、アンケート回答者で風俗営業関係店舗の立地規制に反対された方はおられません。まち協案は、下表の(A)風俗営業・店舗型、(B)性風俗特殊営業・店舗型の2つのタイプの制限を提案しましたが、(C)無店舗型も加えてもっと厳しくといった意見も41%と高い割合となっています。

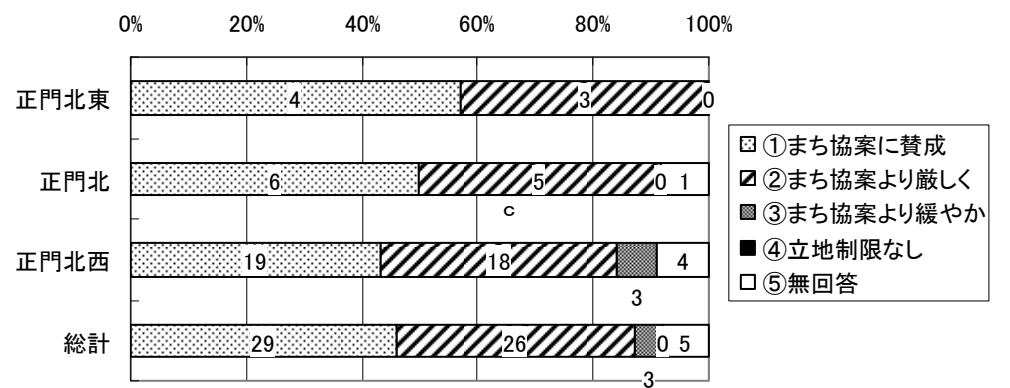
この結果を踏まえ、地権者説明会等を再度開催し、地区計画の策定に取り組む予定です。

◆六本松二丁目3区地区位置図



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
(A)風俗営業・店舗型	(B)性風俗特殊営業・店舗型
< 法第2条第1項 > ○接待飲食等営業 第1号：キャバレーなど(接待を伴うもの) 第2号：飲食・料理店・カフェなど(接待を伴うもの) 第3号：ナイトクラブなど 第4号：ダンスホールなど 第5号：喫茶店、バーなどで低照度客席のもの(照度10ルクス以下) 第6号：喫茶店、バーなどで区画客席のもの(他から見通し困難かつ広さ5㎡以下の客席) ○遊技場営業 第7号：まあじゃん店、ばちんこ店 第8号：スロットマシン、テレビゲーム機等を備える店	< 法第2条第6項 > 第1号：ソープランド 第2号：ファッションヘルス(個室型) 第3号：ストリップ劇場・のぞき劇場等 第4号：ラブホテル・モーテルなど 第5号：アダルトショップ 第6号：その他性風俗店 (C)性風俗特殊営業・その他の性風俗営業 < 法第2条第7項～10項 > ○無店舗型性風俗特殊営業 7項1号：派遣型ファッションヘルス 7項2号：アダルトビデオ等の通信販売 ○映像送信型 8項：インターネット等を利用してのアダルト画像送信営業 ○店舗型電話異性紹介営業 9項：テレホンクラブ・伝言ダイヤルなど ○無店舗型電話異性紹介営業 10項：テレホンクラブ・伝言ダイヤルなど

◆風俗営業店舗の立地制限に対する地権者意向



問4-1 風営法の規制内容

	①まち協案に賛成	②まち協案より厳しく	③まち協案より緩やか	④立地制限なし	⑤無回答	総計
正門北東	57%	43%	0%	0%	0%	100%
正門北	50%	42%	0%	0%	8%	100%
正門北西	43%	41%	7%	0%	9%	100%
総計	46%	41%	5%	0%	8%	100%

跡地の都市計画の変更等に関する説明会が開催されます。

九大六本松キャンパス跡地については、UR都市機構により『九州大学六本松キャンパス跡地まちづくりガイドライン』が作成され、裁判所、検察庁、弁護士会などの司法関係施設や、北側用地を取得した事業者によって、このガイドラインに沿ったまちづくりが進められることになります。

現在、福岡市において、このガイドラインを踏まえ、跡地周辺道路を含めた跡地のまちづくりの具体化に向けた基本的な考え方等を検討中と聞いています。

そこで、跡地周辺のみならず、具体的な内容等についての説明会が開催される予定です。まち協においても、跡地を含め周辺のまちづくりを進めていくためにも、これらの取組みへの支援を行います。

説明会は2回行われ、2回目は1回目の意見を踏まえた説明が行われる予定です。みなさまの積極的なご参加をお願いいたします。

詳しくは市が発行するお知らせをご覧ください。

問い合わせ先

福岡市住宅都市局大学移転対策部跡地計画課

担当：樗木、井上

電話：711-4154（平日9：15～17：30）

◆◆跡地のまちづくり説明会について◆◆

目的：ガイドラインを踏まえた、跡地周辺道路を含めた跡地のまちづくりの実現に向けた考え方についての説明

第1回：

日時：平成23年11月10日（木）18:30～

場所：草ヶ江公民館（中央区六本松1-11-1）

内容：今後のまちづくりの流れ
まちづくりの具体化に向けた方策（都市計画）について 等

第2回：

日時：平成23年11月28日（月）18:30～

場所：草ヶ江公民館（中央区六本松1-11-1）

内容：1回目を踏まえたまちづくりの具体化に向けた方策について（予定）

■ご意見記入欄（裏）

キリトリセン